

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例施行規則

船橋市ポイ捨て防止条例施行規則（平成10年船橋市規則第60号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例（平成16年船橋市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 条例第2条第2号の規則で定める道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び同法の適用を受けない公共の用に供されている道路をいう。

2 条例第2条第7号の規則で定める道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 道路 前項に規定する道路をいう。

(2) 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項の規定による許可に係る公園をいう。

(3) 河川 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川並びに同法の適用又は準用を受けない公共の用に供されている河川及びため池をいう。

(4) 広場 都市計画法第11条第1項第2号に規定する広場及び同法第33条第1項の規定による許可に係る広場をいう。

(5) その他公共の用に供する場所 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域及び同条第5項に規定する港湾施設その他公共の用に供する場所で市長が定めるものをいう。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する道路及び前項に規定する道路、公園、河川、広場その他公共の用に供する場所のうち、敷地内に設置されている建築物、工作物及び設備についてはこれを除外し、市長が喫煙を禁ずる必要がないと認める場所についてはこれを除外することができる。

（事業者による清潔の保持等）

第3条 条例第4条第1項の規定による清潔の保持は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) ごみの散乱が生じない状態を常に維持すること。

(2) ごみの散乱によって頻繁に清掃を必要とする状態にある場合は、必要に応じて当該事業者の責任において回収容器を設置すること。この場合においては、回収容器は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

ア 美観を損なわない位置に設置されるものであること。

イ 美観を損なわないもので、かつ、適切な分別のもとで収納できる仕様であること。

ウ 収納容量が確保されているものであること。

2 条例第4条第3項の規定により設置する空き缶等の回収容器は、適正な分別のもとで空き缶等を収納できるものとし、同項の規定による適正な管理は、収納容量を確保し、ごみの散乱が生じない状態を常に維持するよう行わなければならない。

（土地所有者等が講ずる必要な措置）

第4条 条例第6条第1項の必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 吸い殻入れが設置されていることにより、周辺部に路上喫煙又はポイ捨てが引き起こされていると認められる場合にあつては、吸い殻入れを撤去し、又は清潔、安全及び快適な生活環境の確保に資する仕様の喫煙設備に改善すること。

(2) 頻繁にポイ捨てが行われる場合にあつては、ポイ捨てを抑止するための防護柵及び表示を美観を損なわない方法で設置し、併せてその場所が不特定多数の者の往来があ

るときは、前条第1項各号に掲げる方法に準じて清潔を保持すること。この場合において、同項第2号中「当該事業者」とあるのは、「当該土地所有者等」と読み替えるものとする。

(重点区域の指定)

第5条 市長は、条例第7条第1項の規定により路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域（以下「重点区域」という。）を指定する場合、同条第2項の規定により時間帯を指定する場合又は同条第3項の規定により重点区域の変更若しくは取消しをする場合において、清潔、安全及び快適な生活環境を確保するための総合的な検討が特に必要であると認めるときは、あらかじめ船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（平成20年船橋市条例第14号）第37条第1項の船橋市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴くものとする。

2 条例第7条第2項の規定による時間帯の指定は、路上喫煙の禁止及びポイ捨ての禁止に関して各々別に定めることができる。

3 条例第7条第5項の規定により告示する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 重点区域の名称

(2) 重点区域として指定、変更又は取消しを行う範囲及び期日

(平20規則74・平25規則28・一部改正)

(重点区域内における施策の推進)

第6条 市長は、重点区域において、路上喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱を防止し、清潔、安全及び快適な生活環境を確保するための施策に協力する団体を認証することができる。

2 市長は、前項の施策を推進するに当たり、必要に応じて同項の規定により認証された団体を支援するものとする。

(措置命令)

第7条 条例第11条の規定による命令は、改善措置命令書（第1号様式）により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第12条の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び出張所の掲示場に掲示するとともに、市広報に掲載して行うものとする。

(1) 違反した者の氏名及び住所

(2) 違反の時期及び場所

(3) 違反の内容

(4) 措置命令の内容

(5) 条例第12条の規定による当該違反をしている者の意見の内容

(6) その他市長が必要であると認める事項

(過料)

第9条 条例第14条第1項の規定により過料を科そうとするときは、告知及び弁明の機会付与通知書（第2号様式）により告知し、及び弁明の機会を付与する。

2 前項の規定により弁明の機会を付与された者は、弁明書（第3号様式）により弁明するものとする。

3 過料を科すときは、過料処分通知書（第4号様式）により行う。

(身分証明書)

第10条 条例第14条第2項の規定により過料を科するための手続その他の行為を行う職員は、身分証明書（第5号様式）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第9条及び第10条並びに次項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(船橋市財務規則の一部改正)

2 船橋市財務規則(昭和56年船橋市規則第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年6月30日規則第74号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第28号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第71号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

改善措置命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例 第4条第1項・第2項・第3項
第5条第2項
第6条第1項 の規定に違反し、

生活環境を著しく害していると認められ、同条例第10条の勧告に従わないので、同条例第11条の規定により下記のとおり改善措置を講ずるよう命じます。

記

| | |
|-------------|--|
| 理 由 | |
| 改善措置の内容 | |
| 改善措置を講ずべき期間 | |

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例第4条第1項、第2項又は第3項の規定に違反した場合において、正当な理由なくこの命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することがあります。

第2号様式

告知及び弁明の機会付与通知書

第 号
年 月 日

| | |
|-------|---|
| 氏 名 | 様 |
| 住 所 | |
| 連 絡 先 | |

船橋市長



路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域内において、次のとおり船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に規定する禁止行為をし、同条例第10条の勧告に従いませんでした。

これは、船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例第14条第1項の規定により過料処分の対象となりますので、あらかじめ告知し、弁明の機会を付与します。

| | |
|---------------|---|
| 違反の日時 及び場所 | |
| 違反の内容 | 船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例〔第8条(路上喫煙の禁止) 第9条(ポイ捨ての禁止)〕違反 |

第3号様式

弁明書

年 月 日

船橋市長 様

| | |
|-------|--|
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 連 絡 先 | |

船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に規定にする路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域内における次の禁止行為に対して弁明します。

| | |
|---------------|---|
| 違反の日時 及び場所 | |
| 違反の内容 | 船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例〔第8条(路上喫煙の禁止) 第9条(ポイ捨ての禁止)〕違反 |
| 弁 明 | <input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 上記事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えが無い。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。 |
| | 署 名 |

第4号様式

過料処分通知書

第 号
年 月 日

| | |
|-------|---|
| 氏 名 | 様 |
| 住 所 | |
| 連 絡 先 | |

船橋市長

印

路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域内において、次のとおり船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例に規定する禁止行為をし、同条例第10条の勧告に従いませんでした。

よって、船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例第14条第1項の規定により
金 円の過料に処します。

| | |
|---------------|---|
| 違反の日時 及び場所 | |
| 違反の内容 | 船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例〔第8条(路上喫煙の禁止) 第9条(ポイ捨ての禁止)〕違反 |

別途納入通知書又は現金によりお支払いください。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第5号様式

| | | | | | | |
|---|---|---|------|-----|---|-----|
| | | 第 | 号 | | | |
| 身分証明書 | | | | | | |
| 所 属 | | | | | | |
| 氏 名 | 年 | 月 | 日生 | | | |
| 有効期間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 上記の者は、船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例第14条第2項の規定による過料の処分に従事する職員であることを証明する。 | | | | | | |
| | | 年 | 月 | 日発行 | | |
| | | | 船橋市長 | 印 | | |